

◆問い合わせ先 子育て世代包括支援センター ☎83-5555

## ～ 赤ちゃん誕生応援事業のお知らせ ～

町では、不妊治療を受けたご夫婦に対し、治療の内容に応じて費用の一部を助成しています。

## ● 特定不妊治療費助成事業 ●

## 対象となる治療

体外受精または顕微授精

## 対象となる方

次の事項のいずれにも該当するご夫婦

- ①「秋田県特定不妊治療費助成事業」の助成決定を受けていること
- ②申請の時点において、夫婦として町内に住所を有していること。ただし、単身赴任等により夫婦で住所が異なる場合は、どちらかが町内に住所を有していること

## 助成内容

一組のご夫婦に対し、1回の治療あたり、「秋田県特定不妊治療費助成事業」の限度額を超えた自己負担分について、町で20万円を限度として9回まで助成します。

## 手続方法

## 1) 書類の提出先

三種町子育て世代包括支援センター

## 2) 必要な書類等

- ①三種町特定不妊治療費助成金交付申請書兼請求書
- ②秋田県特定不妊治療費助成事業承認決定通知書の写し
- ③秋田県特定不妊治療費助成事業受診証明書の写し
- ④秋田県特定不妊治療費助成事業協力医療機関受診証明書の写し（必要に応じて）
- ⑤ご夫婦の戸籍謄本

## 3) 申請期限

治療を終了した日の属する年度の末日（3月31日）まで  
※県の承認決定通知書が交付されてから申請してください。



## ● 一般不妊治療・不育症治療費助成事業 ●

## 対象となる治療

不妊検査、特定不妊治療を除く  
不妊治療・人工授精、不育症治療



## 対象となる方

次の事項のいずれにも該当するご夫婦（年齢制限はありません）

- ①法律上の婚姻をしている夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む（以下、「夫婦」という））で、不妊治療によらなければ妊娠の見込みがないまたは極めて少ないと医師に診断された方
- ②申請の時点において、夫婦として町内に住所を有していること。ただし、単身赴任等により夫婦で住所が異なる場合は、どちらかが町内に住所を有していること
- ③ご夫婦ともに町税を滞納していないこと

## 助成内容

一般不妊治療または不育症治療に要した自己負担額のうち、1年度あたり20万円を限度に継続する3年間助成します。

## 手続方法

## 1) 書類の提出先

三種町子育て世代包括支援センター

## 2) 必要な書類等

- ①三種町一般不妊治療・不育症治療費助成金申請書
- ②三種町一般不妊治療費助成事業医療機関受診証明書または三種町不育症治療医療機関受診証明書
- ③医療機関の発行した領収書（写し）
- ④ご夫婦の戸籍謄本
- ⑤ご夫婦の納税証明書
- ⑥ご夫婦の健康保険証（写し）

## 3) 申請期限 1年度毎に当該年度の末日（3月31日）まで